

住宅用火災警報器の設置状況等調査ご協力をお願い

住宅用火災警報器は、すべての住宅に設置が義務付けられています。

当消防本部では、住宅用火災警報器の設置促進に役立てるため、設置状況の調査を実施いたします。

【期間】

令和6年4月22日（月）から5月10日（金）まで

【調査地域】

- ◇ 筑紫野市 岡田2丁目・塔原東1丁目・吉木
- ◇ 太宰府市 梅ヶ丘1丁目・都府楼南4丁目

【調査方法】

消防職員が下記地域に直接訪問し、住宅用火災警報器の設置状況について聞き取り調査を実施します。過度のご負担とならないよう配慮いたしますので、ご協力よろしく願いいたします。

〈ご注意〉

- * 調査時、消防職員は必ず所属名、氏名を名乗ります。
- * 消防職員が下記の質問以外について聞くことはありません。
- * 不審に感じた場合は、回答せず消防本部までお問い合わせください。
- * お答えしていただいた内容については調査目的以外に使用しません。

質問の内容は次のとおりです。

- 問1 賃貸ですか。持ち家ですか。※共同住宅の場合
- 問2 住宅用火災警報器は住宅のどの場所についていますか。
- 問3 設置されている住宅用火災警報器は10年を経過していますか。
- 問4 最近、半年間に住宅用火災警報器の作動確認を行いましたか。
- 問5 作動確認の結果はどうでしたか。

問合せ先
筑紫野太宰府消防本部
予防課建築指導係
TEL：092-924-5792